

区民委員会議案説明資料

令和2年3月24日

件名

- 1 第59号議案 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・ 2

(区民部)

第59号議案説明資料

令和2年3月24日

件名	足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例																																																																											
所管部課名	区民部国民健康保険課																																																																											
内 容	<p>「国民健康保険法施行令」及び「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」の改正に伴い、以下のとおり、条例を一部改正する。</p> <p>1 保険料率等の改定 条例第15条の4、第15条の12、第16条の4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正案</th> <th>現行</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">医療分</td> <td>所得割率</td> <td>100分の7.14</td> <td>100分の7.25</td> <td>△0.11p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>39,900円</td> <td>39,900円</td> <td>±0円</td> </tr> <tr> <td>賦課割合</td> <td>54：46</td> <td>54：46</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支援分</td> <td>所得割率</td> <td>100分の2.29</td> <td>100分の2.24</td> <td>+0.05p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>12,900円</td> <td>12,300円</td> <td>+600円</td> </tr> <tr> <td>賦課割合</td> <td>54：46</td> <td>55：45</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>所得割率</td> <td>100分の9.43</td> <td>100分の9.49</td> <td>△0.06p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>52,800円</td> <td>52,200円</td> <td>+600円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">介護分</td> <td>所得割率</td> <td>100分の1.98</td> <td>100分の1.69</td> <td>+0.29p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>15,600円</td> <td>15,600円</td> <td>±0円</td> </tr> <tr> <td>賦課割合</td> <td>53：47</td> <td>50：50</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 賦課限度額の変更 条例第15条の8、第16条の5、第19条の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正案</th> <th>現行</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td>630,000円</td> <td>610,000円</td> <td>+20,000円</td> </tr> <tr> <td>支援分</td> <td>190,000円</td> <td>190,000円</td> <td>±0円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>170,000円</td> <td>160,000円</td> <td>+10,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>990,000円</td> <td>960,000円</td> <td>+30,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	改正案	現行	増減	医療分	所得割率	100分の7.14	100分の7.25	△0.11p	均等割額	39,900円	39,900円	±0円	賦課割合	54：46	54：46	—	支援分	所得割率	100分の2.29	100分の2.24	+0.05p	均等割額	12,900円	12,300円	+600円	賦課割合	54：46	55：45	—	合計	所得割率	100分の9.43	100分の9.49	△0.06p	均等割額	52,800円	52,200円	+600円	介護分	所得割率	100分の1.98	100分の1.69	+0.29p	均等割額	15,600円	15,600円	±0円	賦課割合	53：47	50：50	—	区分	改正案	現行	増減	医療分	630,000円	610,000円	+20,000円	支援分	190,000円	190,000円	±0円	介護分	170,000円	160,000円	+10,000円	合計	990,000円	960,000円	+30,000円
	区分	改正案	現行	増減																																																																								
	医療分	所得割率	100分の7.14	100分の7.25	△0.11p																																																																							
		均等割額	39,900円	39,900円	±0円																																																																							
		賦課割合	54：46	54：46	—																																																																							
	支援分	所得割率	100分の2.29	100分の2.24	+0.05p																																																																							
		均等割額	12,900円	12,300円	+600円																																																																							
		賦課割合	54：46	55：45	—																																																																							
	合計	所得割率	100分の9.43	100分の9.49	△0.06p																																																																							
		均等割額	52,800円	52,200円	+600円																																																																							
介護分	所得割率	100分の1.98	100分の1.69	+0.29p																																																																								
	均等割額	15,600円	15,600円	±0円																																																																								
	賦課割合	53：47	50：50	—																																																																								
区分	改正案	現行	増減																																																																									
医療分	630,000円	610,000円	+20,000円																																																																									
支援分	190,000円	190,000円	±0円																																																																									
介護分	170,000円	160,000円	+10,000円																																																																									
合計	990,000円	960,000円	+30,000円																																																																									

3 保険料の減額

条例第19条の2

区 分		改正案	現 行	増 減
医 療 分	7割減額	27,930円	27,930円	±0円
	5割減額	19,950円	19,950円	±0円
	2割減額	7,980円	7,980円	±0円
支 援 分	7割減額	9,030円	8,610円	+420円
	5割減額	6,450円	6,150円	+300円
	2割減額	2,580円	2,460円	+120円
介 護 分	7割減額	10,920円	10,920円	±0円
	5割減額	7,800円	7,800円	±0円
	2割減額	3,120円	3,120円	±0円

4 保険料の軽減（均等割額）の判定基準の変更

条例第19条の2

保険料の均等割額を軽減する基準を、以下のとおり変更する。

- ・ 5割軽減
（改正案）基準額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数
（現 行）基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数
- ・ 2割軽減
（改正案）基準額 33万円 + 52万円 × 被保険者数
（現 行）基準額 33万円 + 51万円 × 被保険者数

今後の方針

施行年月日 令和2年4月1日

【別紙1】特別区国保における保険料率等の推移

【基礎分（医療分）＆後期高齢者支援金分（支援分）】

		令和2年度(案) ※1		令和元年度		平成30年度		平成29年度 ※2		平成28年度 ※2	
賦課率		96%		95%		94%		50%		50%	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
保険料率等	所得割率	9.43%		9.49%		9.54%		9.43%		8.88%	
	医療分	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%	7.47%	1.96%	6.86%	2.02%
	均等割額	52,800円		52,200円		51,000円		49,500円		46,200円	
	医療分	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円	38,400円	11,100円	35,400円	10,800円
	賦課限度額	820,000円		800,000円		770,000円		730,000円		730,000円	
	医療分	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円	540,000円	190,000円	540,000円	190,000円
1人あたり保険料		126,202円		125,174円		121,988円		118,441円		111,189円	
医療分	支援分	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	92,289円	26,152円	85,164円	26,025円
保険料額 前年度との差	金額	+1,028円		+3,186円		+3,547円		+7,252円		+4,644円	
	月額	+85.7円		+265.5円		+295.6円		+604.3円		+387.0円	

※1 令和2年度の賦課率は、特別区独自の激変緩和策として納付金総額から4%差し引いた96%を賦課総額としている。

※2 平成29年度以前の賦課率は、保険給付費に対する公費(国・都)と保険料の割合。

【介護納付金分（介護分）】

		令和2年度(案) ※1		令和元年度		平成30年度		平成29年度 ※2		平成28年度 ※2	
賦課率		96%		95%		94%		50%		50%	
賦課割合 (所得割:均等割)		57:43		54:46		53:47		50:50		50:50	
保険料率等	所得割率 ^{※3}	1.98% ^{※3}		1.69%		1.60%		1.52%		1.53%	
	均等割額	15,600円		15,600円		15,600円		15,600円		14,700円	
	賦課限度額	170,000円		160,000円		160,000円		160,000円		160,000円	

※1 令和2年度の賦課率は、特別区独自の激変緩和策として納付金総額から4%差し引いた96%を賦課総額としている。

※2 平成29年度以前の賦課率は保険給付費に対する公費(国・都)と保険料の割合。

※3 介護納付金分の所得割率は、足立区独自の率であり、区によって異なる。

【別紙2】令和2年度国民健康保険料試算

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

1 年金受給者（65歳以上）1人世帯〔世帯主65歳のみ〕

年収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
元年度保険料	15,660	15,660	86,363	191,703	269,995	349,711	430,376	511,041	594,553	684,708
2年度保険料	15,840	15,840	86,561	191,421	269,218	348,430	428,585	508,740	591,724	681,309
増加額	180	180	198	-282	-777	-1,281	-1,791	-2,301	-2,829	-3,399
前年度比	1.011	1.011	1.002	0.999	0.997	0.996	0.996	0.995	0.995	0.995

均等割軽減対象 ⑦ ⑦ ②

2 年金受給者（65歳以上）2人世帯〔世帯主65歳+配偶者65歳・収入なし〕

年収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
元年度保険料	31,320	31,320	96,803	243,903	322,195	401,911	482,576	563,241	646,753	736,908
2年度保険料	31,680	31,680	97,121	244,221	322,018	401,230	481,385	561,540	644,524	734,109
増加額	360	360	318	318	-177	-681	-1,191	-1,701	-2,229	-2,799
前年度比	1.011	1.011	1.003	1.001	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997	0.996

均等割軽減対象 ⑦ ⑦ ⑤

3 給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主35歳のみ〕

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
元年度保険料	15,660	27,998	136,661	203,091	273,317	349,237	425,157	504,873	590,283	675,693
2年度保険料	15,840	28,286	136,727	202,737	272,519	347,959	423,399	502,611	587,481	672,351
増加額	180	288	66	-354	-798	-1,278	-1,758	-2,262	-2,802	-3,342
前年度比	1.011	1.010	1.000	0.998	0.997	0.996	0.996	0.996	0.995	0.995

均等割軽減対象 ⑦ ⑤

4 給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし〕

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
元年度保険料	31,320	54,098	167,981	255,291	325,517	401,437	477,357	557,073	642,483	727,893
2年度保険料	31,680	54,686	168,407	255,537	325,319	400,759	476,199	555,411	640,281	725,151
増加額	360	588	426	246	-198	-678	-1,158	-1,662	-2,202	-2,742
前年度比	1.011	1.011	1.003	1.001	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997	0.996

均等割軽減対象 ⑦ ⑤ ②

5 給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし+子10歳・収入なし〕

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
元年度保険料	46,980	80,198	209,741	307,491	377,717	453,637	529,557	609,273	694,683	780,093
2年度保険料	47,520	81,086	210,647	308,337	378,119	453,559	528,999	608,211	693,081	777,951
増加額	540	888	906	846	402	-78	-558	-1,062	-1,602	-2,142
前年度比	1.011	1.011	1.004	1.003	1.001	1.000	0.999	0.998	0.998	0.997

均等割軽減対象 ⑦ ⑤ ②

◆ 均等割軽減対象

- 7割軽減⑦ (元年度) 基準額33万円
(2年度) 基準額33万円
- 5割軽減⑤ (元年度) 基準額33万円+28万円×被保険者数
(2年度) 基準額33万円+28.5万円×被保険者数
- 2割軽減② (元年度) 基準額33万円+51万円×被保険者数
(2年度) 基準額33万円+52万円×被保険者数

改正前	改正後
<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号</p> <p>足立区国民健康保険条例を公布する。 足立区国民健康保険条例</p> <p>目次 第1章 総則（第1条） 第2章 足立区国民健康保険運営協議会（第2条—第3条） 第3章 被保険者（第4条—第4条の3） 第4章 保険給付（第5条—第12条） 第5章 保健事業（第13条） 第6章 保険料（第14条—第24条の4） 第7章 雑則（第25条・第26条） 第8章 罰則（第27条—第29条） 附則 第1章から第5章まで 省略 第6章 保険料 第14条から第15条の3まで 省略 （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 100分の7.25（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の54に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する</p>	<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号</p> <p>足立区国民健康保険条例を公布する。 足立区国民健康保険条例</p> <p>目次 第1章 総則（第1条） 第2章 足立区国民健康保険運営協議会（第2条—第3条） 第3章 被保険者（第4条—第4条の3） 第4章 保険給付（第5条—第12条） 第5章 保健事業（第13条） 第6章 保険料（第14条—第24条の4） 第7章 雑則（第25条・第26条） 第8章 罰則（第27条—第29条） 附則 第1章から第5章まで 省略 第6章 保険料 第14条から第15条の3まで 省略 （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 100分の7.14（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の54に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する</p>

改正前	改正後
<p>方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 3万9,900円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 3万9,900円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第15条の5から第15条の7まで 省略 (基礎賦課限度額)</p>	<p>第15条の5から第15条の7まで 省略 (基礎賦課限度額)</p>
<p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、61万円を超えることができない。</p>	<p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、63万円を超えることができない。</p>
<p>第15条の9から第15条の11まで 省略 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>	<p>第15条の9から第15条の11まで 省略 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>
<p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の2.24(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万2,300円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の2.29(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の54に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万2,900円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>

改正前	改正後
<p>第15条の13から第16条の3まで 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の1.69(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万5,600円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) (介護納付金賦課限度額)</p>	<p>第15条の13から第16条の3まで 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の1.98(介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万5,600円(介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) (介護納付金賦課限度額)</p>
<p>第16条の5 第16条の2の賦課額は、16万円を超えることができない。</p>	<p>第16条の5 第16条の2の賦課額は、17万円を超えることができない。</p>
<p>第17条から第19条まで 省略 (保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世</p>	<p>第17条から第19条まで 省略 (保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世</p>

改正前	改正後
<p>帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地</p>	<p>帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地</p>

改正前	改正後
<p>方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万7,930円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,610円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万920円</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に28万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万9,950円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,150円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,800円</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に51万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p>	<p>方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万7,930円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,030円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万920円</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万9,950円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,450円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,800円</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p>

改正前	改正後
<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 7,980円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人 について 2,460円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3,120円</p> <p>第19条の3から第24条の4まで 省略 第7章及び第8章 省略 附 則 第1条から第7条まで 省略</p>	<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 7,980円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人 について 2,580円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3,120円</p> <p>第19条の3から第24条の4まで 省略 第7章及び第8章 省略 附 則 第1条から第7条まで 省略</p> <p>付 則（令和2年3月 日条例第 号） （施行期日） 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第15条の4、第15条の 8、第15条の12、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、令和 2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の 保険料については、なお従前の例による。</p>